

農地利用最適化推進施策に関する意見書



令和6年 1月

甲賀市農業委員会

農地利用最適化推進施策に関する意見

本市の農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化・後継者不足、遊休農地の増加、有害鳥獣による農作物の被害、さらには、原油価格の高騰など農業に与える影響は大きく、農業者にとって厳しい状況が続いています。

また、国においては、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立するという基本方針のもと、「食料・農業・農村基本法」の改正に向けた審議がなされており、本市農業委員会では、これらの動向を踏まえ、令和5年5月10日に、「甲賀市農業委員会農地利用の最適化の推進に関する指針」に具体的な目標と推進方法を定め効率的・効果的な農業経営基盤を構築し、持続可能で発展性のある地域農業の発展に向けて、取り組んでいるところです。

つきましては、「農業委員会等に関する法律」第38条第1項の規定により、地域農業者の声を反映した意見書を提出いたします。

令和6年1月26日

甲賀市長 岩永 裕貴 様

甲賀市農業委員会
会 長 伴 慎也

1. 担い手への農地利用の集積・集約化

市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」では、令和13年度までの集積の目標率を75%とされていますが、令和5年4月現在では48.50%にとどまっている状況です。

今後更に、農業後継者の減少による耕作放棄地の増加することが懸念される中、農作業の効率化やコストの削減などが図れるよう、農地の集積・集約化に向けた取組みを加速化することが喫緊の課題であります。

こうした中で、農業経営基盤強化促進法等の改正により、地域計画の策定が法定化され、農地バンクによる農地の借り受け希望者の公募が廃止され、地域計画に基づく農地利用集積等促進計画により、農地の集積・集約化を図ることとなりました。

(1) 地域計画策定に向けた体制の構築

地域計画は、地域農業の未来の設計図とも言えるものであり、農業者の高齢化や担い手不足の懸念が更に高まる中、「地域農業を維持・発展していくためには、誰がどのようにしていくのか」などについて、農業者、農地所有者、農業団体関係者等が、地域で話し合う重要な取り組みと位置づけられています。

地域計画の策定に当たっては、各地域において、具体的に地域を誘導できる「地域計画検討委員会など」を設置し、地域が主体的に検討できる体制を構築して進められたい。

(2) 地域計画策定に向けた進め方

営農組織や法人組織がない、将来の後継者が見込めない、基盤整備事業を実施していないなどの、地域計画の策定に不安のある地域においても、策定に向けた取り組みができるよう、地域内外の農業法人等の拡大の意向情報の収集や地域計画の区域設定の提示、市、県、JA、中間管理機構などの関係機関の支援体制など、具体的な進め方を明確にして取組まれたい。

(3) 農業生産基盤の整備等

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、未整備の農用地区域については、効率的な農業経営の障害となっています。

耕作条件を改善する基盤整備は、農地所有者の自己負担をはじめ、地域の理解や協力が得られにくい状況にあることなどから、農業者の費用負担を要しない農地中間管理機構関連農地整備事業による、区画整理、土層改良、用排水施設等の改良など、担い手への集積・集約化が図れる環境づくりに努められたい。

2. 新規参入の促進・担い手の育成

市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」には、新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくことが目標に掲げられ、市内では、平成28年度から令和4年度までの7年間で15経営体の新規認定農業者が活動いただいております。

また、農地法の下限面積の撤廃の影響により、新たに農地を取得し、家庭菜園などをされる方も増えてきていることなどから、将来の地域農業の担い手の確保に繋がっていくことが期待されています。

(1) 新規就農・担い手の育成

就農に向けた相談、農地のあっせんや資金の相談、技術や経営のノウハウの指導、就農後のフォローアップ指導など関係機関の役割を明確するとともに、総合的なサポート窓口を設置するなど、担い手の育成・サポート体制の充実を図られたい。

(2) 女性農業者の支援

女性が、家庭や地域等の理解を得て、地域の活動に積極的に参加できる環境を整備するとともに、農村集落で活躍できるための支援を行われたい。

(3) 次世代への学習環境

小・中・高校生をはじめ、次代を担う世代を対象とした農業体験、交流・学習の場など、農業の魅力はもちろん地域農業の現状や抱えている課題などを学習できる環境を創出されたい。

(4) 農業者の経営安定支援

依然として原油、資材価格等の高騰は、農業経営に与える影響は大きく、現在も深刻な状況にあり、離農する方の増加が懸念されています。農業経営が継続していただけるよう、燃料や種苗、肥料、資機材等の支援について、国、県の制度に加えて、市の独自制度により支援を図られたい。

(5) 高収益となる作物の開発

本市の規模や生産体制に見合った特産化による農業所得の向上に繋がる施策を展開すべく、各地域の環境条件等に適した農産物・付加価値の高いブランド力のあるものなど、高収益に繋がる農作物の開発に努められたい。

(6) 薬用作物等の支援・生産者の拡大

農作業の負担の軽減や販売先需要がある薬用作物などの技術的支援や種苗、その他資機材等の支援を着手時だけでなく経営安定が図れるまでの継続的な支援を行い、生産者の拡大を図られたい。

3. 遊休農地の発生・防止

令和5年4月現在では市内の1号遊休農地は271haとなり、農業従事者の高齢化や担い手不足、鳥獣の被害や農機具、資材費の負担の増大などにより、耕作を断念される農地が更に拡大することが懸念されています。また、遊休農地は、イノシシやシカなど有害鳥獣の生息地になるなど、農作物の被害に留まらず住民の安全を脅かす一因となっており、このような状況の中、遊休農地の発生の防止と合わせて、遊休農地の継続的な管理や利活用等の対策も求められています。

(1) 粗放的利用の推進

耕作の放棄により荒廃した農地に対し、環境保全対策、放牧、牧草、蜜源作物、緑肥作物など農地の粗放的利用の推進を図られたい。

(2) 鳥獣の緩衝帯の整備

長年耕作放棄された農地では原状回復にかなりの費用や手間が掛かるため、解消をあきらめざるを得ない状況にあります。

農作物の鳥獣被害の防止だけでなく、人的被害の防止対策として、鳥獣の移動経路や潜み場となる、耕作放棄地の竹林や雑木林等の刈払い、伐採・伐根、耕起などにより、鳥獣の緩衝帯の整備を促進する制度を創設されたい。

(3) 機械・設備の導入支援

中山間地域だけでは無く、家族経営などの小規模経営の農業者は、耕作意欲や後継者があっても、機械・設備の買い換えの必要が生じた際に、仕方無く離農するケースも多く見られます。

こうした際に、機械・設備の導入の支援など、農業経営の継続のための、補助事業の要件の見直しや新たな制度を創設されたい。

(4) 農作業人材の登録・派遣制度

農業者の高齢化や人手不足により農家の慢性的な労働力不足が生じていますが、その一方で、余暇時間を用いた農作業体験やレジャーとしての自然との触れ合いの需要が高まっています。農業を学びたい人や農作業を体験されたい方を援農ボランティアとして、農家とのマッチングを行うなどの制度を創設されたい。

(5) 獣害防止柵の維持補修・更新に対する支援制度

獣害を軽減するための獣害防止柵は、経年劣化が進み、維持補修が頻繁となることから、獣害防止柵の維持補修・更新に対する支援制度の拡充により、地域の農業団体や農業者等の費用負担を少しでも軽減されたい。

(6) 農道、市道等の草刈に対する支援制度

畦や水路をはじめ、農道や市・県道の法面、河川敷などの草刈作業は、高齢化や後継者が減少する中で、農業者の大きな負担となっています。

広域的な構成員による「草刈り協力隊」の作業支援制度や高機能草刈機の導入による作業労力の軽減が図れる制度などの支援策を講じられたい。